

宮崎東環状道路の一部として開通した佐土原の「広瀬バイパス」について、宮崎市では屋外広告物条例に基づき新たに「第2種禁止地域」に指定しました。

同じく宮崎東環状道路の一部である「春田バイパス」について、既に第2種禁止地域に指定していたことから、沿道の田園景観と連続性に配慮した屋外広告物の誘導を図っていきます。

### 規制の範囲（指定後）

- 路線名：国道219号（春田バイパス・広瀬バイパス）
- 区間：【起点】西都市との交点～【終点】国道10号との交点（宮崎市佐土原下那珂地内）
- 区域：両側の路端から100メートルの距離以内の区域で用途地域を除く区域

※屋外広告物を設置される場合は、事前に景観課までご相談ください。

### 第2種禁止地域の基準

原則として、自家用広告物以外の屋外広告物の表示が禁止される地域又は場所になります。

ただし、例外として、自家用外広告物でも道標（店舗等の案内誘導を目的とするもの）などは設置することができます。

### 施行日

令和3年4月1日から